

「特定の版面」に対する権利の付与について

本小委員会第1回資料5で、中山信弘先生を中心とする研究会より提案された「出版者の権利のあり方に関する提言」の③「当事者の特約により、特定の版面に対象を限定した上、その複製利用などにも拡張可」（以下、提案③）に対して、当会としての意見を述べる。

当会としては、以下に示す法改正の目的との整合性などの理由より、提案③については、今般の出版権制度改正案から除外すべきではないかと考える。

(1) 法改正の目的との整合性

出版者への権利付与の趣旨は、電子出版の流通促進に資するべく、インターネット上に流通する(頒布される)違法コンテンツへの対応を出版者自らが行えるために必要となる権利のあり方の検討にあり、企業内複製への対応といった目的は本来の改正趣旨との整合性に疑問がある。

一方で出版業界からは、出版コンテンツの一部の違法利用などの海賊版対策としての提案③の必要性が示されている。この趣旨には賛同するものの、しかしながら、その対応として提案③が適切かという点については、この問題は提案①*における権利の客体の問題であり、本小委員会第3回の議論の一環として当該問題を含めさらに議論を深めるべきと考える。

いずれにせよ、提案③を求める趣旨を明確にすべきと考える。

※当事者の特約により、「印刷のみ」「電子出版のみ」という出版権の設定も可

(2) 出版物の一部侵害への対応方法への懸念について

出版コンテンツの一部の違法利用については、裁判例*においても出版権者が保有する複製権が当該著作物の全体に限らず、その一部の利用に対しても及ぶとの解釈がある。したがって、「電子出版権」か、出版権の電子出版への射程の拡大か、にかかわらず、電子出版への対応のための制度拡張がなされた場合においても、電子出版の出版権による差止め権限が電子的に出版物の一部をネットに頒布する違法行為に対して及ぶという制度設計に違和感はないと考える。

※東京地裁平成19年8月30日判決、平成18年(ワ)第5752号

なお、提案③において「版面」という用語が用いられているが、現在この用語の定義はない。これを定義付けるとしても、電子書籍においては、表示画面が固定されないリフロー型電子書籍や音声・映像が含まれるリッチコンテンツなどが存在し、「版面」を定義付けることは極めて困難と考える。

以上